市外業者追加申請用（R5.7～）

福井市建設コンサルタント業務等競争入札参加資格審査申請要領

福井市が発注する建設コンサルタント業務等に係る競争入札等（随意契約含む。）の参加資格を新規で申請される方は、次により申請してください。

1　対象者

次に掲げる業種の区分に応じ当該各号に掲げる登録を受けている県内業者・県外業者(※)である者

（1）　測量 …… 測量法（昭和 24 年法律第 188 号）に基づく登録
（2）　土木関係建設コンサルタント … 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717 号）に基づく登録
（3）　建築関係建設コンサルタント … 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）に基づく建築士事務所の登録
（4）　地質調査 …… 地質調査業者登録規程（昭和 52 年建設省告示第 718 号）に基づく登録
（5）　補償コンサルタント …… 補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341 号）に基づく登録

※　市外業者（県内業者）

測量にあっては登録証明書の、建築関係建設コンサルタントにあっては建築士事務所登録証明書の申請者の所在地が、土木関係建設コンサルタント、地質調査及び補償コンサルタントにあっては、各々登録規程に基づく現況報告書の主たる営業所（以下「本店等」という。）が福井県内にあり、かつ、本店等及び契約の締結等の権限を委任された営業所等が、福井市内にない者

※　市外業者（県外業者）

本店等が福井県外にあり、かつ、契約の締結等の権限を委任された営業所が、福井市内にない者

※営業所等で登録する場合には、以下の要件を満たす者に限ります。

ただし、委任された営業所と他の営業所との重複登録、及び委任された営業所等の代表者と他の営業所等（本店等を含む。）の代表者との重複（兼任）は認めません。

測量	**測量法第５５条の８第１項の規定に基づく書類の別表第１２（第１４条関係）の営業所名の欄に、委任された営業所等の記載がある者**
建築関係建設コンサルタント	**建築士事務所登録証明書（申請書受付日以前３か月以内に発行されたもの）の事務所の所在地の欄に、委任された営業所等の所在地の記載がある者**
土木関係建設コンサルタント、 地質調査及び補償コンサルタント	**登録規程に基づく現況報告書のその他の営業所の欄に、委任された営業所等の記載がある者**

2　入札参加資格審査要件

次の各号のいずれかに該当する者は、参加資格審査を受けることができません。

なお、申請書及びその添付書類に虚偽の事実を記載した者又は資格登録後に次の各号のいずれかに該当することとなった者については、当該者に係る資格を取り消すことがあります。

（1）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項各号（同令第１６７条の１１第１項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者【契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第３２条第１項各号に掲げる者】

（2）福井市暴力団排除条例（平成２３年福井市条例第２２号）第２条第１号及び第２号並びに第６条の規定に該当する者【暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者】

（3）福井市長の政治倫理に関する条例（平成１７年福井市条例第２１号）第２１条及び同施行規則（平成１７年福井市規則第８３号）第２３条の規定に該当する者

【（1）市長、その配偶者若しくは市長の２親等以内の親族が役員をしている法人であって営利を目的とする企業（市の出資法人を除く。）、（2）市長が資本金、基本金その他これらに準ずるものの３分の１以上を

出資している法人であって営利を目的とする企業（市の出資法人を除く。）、（３）市長が顧問料等名目を問わず報酬を受領している法人であって営利を目的とする企業（市の出資法人を除く。）、（４）市長がその経営方針に関与している法人であって営利を目的とする企業（市の出資法人を除く。）】

（４）福井市議会議員政治倫理条例（平成１４年福井市条例第２１号）第４条の規定に該当する者

【（１）議員、その配偶者、議員の２親等以内の親族若しくは議員の同居の親族が役員をしている企業等、（２）議員が資本金その他これに準ずるものの３分の１以上を出資している企業等、（３）議員がその経営方針に関与している企業等、（４）議員が顧問料等その名目を問わず報酬を受領している企業等】

（５）納期限の到来している税を完納していない者

３　申請期間・有効期間

附則１「申請期間・有効期間」のとおり

４　申請方法

電子申請による。

＜申請先＞　**電子申請・施設予約システム「ふく e-ねっと」**

https://shinsei.e-fukui.lg.jp

※電子証明書やソフトのインストール等は必要ありません。

※申請期間前は、申請ページにアクセスできません

詳しくは「ふく e-ねっと」内の「初めて利用する方へ」をご覧ください（http://shinsei.e-fukui.lg.jp/public_18/about.html）。

※受領確認は電子メールでお知らせします。

※審査完了後、電子メールにてその旨お知らせしますので、必ずご確認ください。

完了メールが届かない場合には、お問合せください。

ふく e-ねっとの操作方法等に関すること

ヘルプデスク　TEL ：（０１２０）４７０－５７０　9～17 時（土日祝日年末年始除く）

５　添付書類

添付書類は次の表のとおりに、各ファイルの頭に下記番号と文書名の略称等をつけて、データにて提出ください（証明書等はスキャン等によりデータ化してください）。例）「2_納税証明」「6_決算書」。

「業者カード」は必ず**エクセル形式（拡張子は「.xlsx」）**にて提出ください。

		測　量	土木関係コンサル	建築関係コンサル	地質調査	補償コンサル
1	(法人)登記事項証明書、又は(個人)身分(身元)証明書	全ての業種において必要です				
2	納税証明書	全ての業種において必要です				
3	使用印鑑届	全ての業種において必要です				
4	地方整備局からの登録（更新）通知、登録証明願（登録証明書）	全ての業種において必要です **（「測量」及び「建築関係コンサル」の登録を希望される場合は、申請書受付日以前３か月以内に発行されたもの）**				
5	ＩＳＯ認証（取得しているもの）	※取得している場合のみ				

6	決算書又は財務諸表			必要		
7	建設コンサルタント登録規程等に基づく現況報告書		必要		必要	必要
8	測量法第５５条の８第１項に定める書類	必要				
9	業者カード	全ての業種において必要です				
１０	官公需適格組合証明書等 **【各提出書類の留意事項】参照**	中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合の場合のみ必要				
１１	チェックリスト	全ての業種において必要です				

【各書類の留意事項】

［１］登記事項証明書（法人の場合）又は身分（身元）証明書（個人事業者の場合）

申請書受付日以前３か月以内に発行されたものを提出してください。

［２］納税証明書

各納税証明書については、申請書受付日以前３か月以内に発行されたものを提出してください。

※ 国税については、主たる営業所を所轄している又は指定された税務署発行の国税通則法施行規則別紙第９号書式**（その３の３）又は「その３（法人税及び消費税及地方消費税の記載のあるもの）」（※法人）**又は**（その３の２）（※個人）**の納税証明書を提出してください。

※ 福井市で課税がある場合

課税されている最新のもの２か年分（申請年度分＋１か年前の分）の納税証明書（課税されている全税目が記載されているもの）を提出してください。

（決算の都合上、申請年度分の法人市民税が記載されない時期のみ、１か年前の分及び２か年前の分の納税証明書を添付ください。）

区分	対象税目	発行先
国税	「法人税」又は「申告所得税及復興特別所得税」及び「消費税及地方消費税」	主たる営業所を所轄している 又は指定された税務署
市税	課税されている全税目 （法人市民税記載のもの）	福井市役所本館２階　納税課 １階　市民課 市内の各連絡所、サービスセンター

なお、証明書の提出分に限らず、納期限の到来している税の全てを完納していない者は、競争入札参加資格者名簿へは登録できません

［３］使用印鑑届

入札・契約等における使用印鑑を押印ください（営業所へ委任する場合は受任者の印）。

［４］地方整備局からの登録（更新）通知、登録証明願（登録証明書）

登録を希望する業種（部門）に係る地方整備局からの登録（更新）通知、登録証明願（登録証明書）を提出してください。

ただし、測量業者、建築関係建設コンサルタントとして登録を希望される場合は、**申請書受付日以前３か月以内に発行された登録証明願（登録証明書）を必ず提出**してください。

［５］ＩＳＯ認証登録証（有効期限内のもの）

ＩＳＯ１４００１又は９０００シリーズの認証を取得している場合に提出してください。

ただし、ＩＳＯ９０００シリーズの認証登録範囲は建設コンサルタント業務等の部門に限ります。

［６］決算書又は財務諸表

建築関係建設コンサルタントとして登録を希望される場合に提出ください。

附則１「申請期間・有効期間」における審査基準日時点のものに限ります。

個人の方は、最新の確定申告書、青色申告決算書（写し）を提出してください。

［７］建設コンサルタント登録規程等に基づく現況報告書

土木関係建設コンサルタント、地質調査業者及び補償コンサルタントとして、登録を希望される場合は、それぞれの登録規程に基づく、現況報告書（**地方整備局の「確認済」押印があるもの。**）を必ず提出してください。

（※地方整備局の受付印しか押されていない書類は受理いたしません。）

［８］測量法第５５条の８第１項に定める書類

測量業者として登録を希望される場合は、国土交通大臣に提出した書類を必ず提出してください。

［９］業者カード

記載例を参考に記入し、**エクセル形式（拡張子は「.xlsx」）で**提出ください。

［１０］中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合の場合の添付書類

・官公需適格組合証明書（証明を受けている場合に限ります。）
・組合員名簿
・組合定款
・官公需共同受注規約
・設立許可の証明

［１１］チェックリスト

提出書類の申請者確認欄に、レ点でチェックして提出してください。

受領確認は電子メールでお知らせします。

6　申請事項に変更が生じた場合

入札参加資格審査申請後に申請書の内容に変更が生じた場合は、変更届（指定様式）に記名押印（代表者名で記載してください。営業所等の受任者名ではありません。）し、直ちに必要書類を契約課まで提出してください。

※必要書類は、福井市ホームページ内入札の広場「登録内容の変更」からご確認ください。

※変更届の提出に、令和６年４月から電子申請が利用できるようになりました。

電子申請「電子申請・施設予約システム　ふく e-ねっと」https://shinsei.e-fukui.lg.jp

7　入札参加資格者名簿の公表

入札参加資格者名簿は、福井市ホームページ内「入札の広場」において公表します。

問い合わせ及び提出先

〒910-8511　福井市大手３丁目１０番１号
福井市 財政部 契約課 工事契約係
TEL ：（０７７６）２０－５２７７　　FAX：（０７７６）２０－５７３４
福井市役所「入札の広場」ホームページ　http://www.city.fukui.lg.jp/nyusatsu

電子申請「電子申請・施設予約システム　ふく e-ねっと」https://shinsei.e-fukui.lg.jp
ふく e-ねっとの操作方法に関すること
　ヘルプデスク　TEL ：（０１２０）４７０－５７０　9～17 時（土日祝日年末年始除く）

この要領に基づき**新たに**福井市に名簿登録された方には、資格登録後、電子入札システムの利用者登録（IC カードのシステムへの登録）に必要な ID とパスワードを郵送しますので、利用者登録をお願いします。
詳細はこちら（福井県 HP　http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kanri/kizai.html　ただし、『福井県』を『福井市』に読み替えて参照してください。）

【附則１】申請期間・有効期間

申請期間	審査基準日	資格の有効期間
令和 5 年 8 月 1 日から 令和 5 年 8 月 31 日まで	令和 5 年 4 月 1 日	令和 5 年 11 月 1 日から 令和 8 年 4 月 30 日まで
令和 6 年 2 月 1 日から 令和 6 年 2 月 28 日まで	令和 5 年 10 月 1 日	令和 6 年 5 月 1 日から 令和 8 年 4 月 30 日まで
令和 6 年 8 月 1 日から 令和 6 年 8 月 31 日まで	令和 6 年 4 月 1 日	令和 6 年 11 月 1 日から 令和 8 年 4 月 30 日まで
令和 7 年 2 月 1 日から 令和 7 年 2 月 28 日まで	令和 6 年 10 月 1 日	令和 7 年 5 月 1 日から 令和 8 年 4 月 30 日まで
令和 7 年 8 月 1 日から 令和 7 年 8 月 31 日まで	令和 7 年 4 月 1 日	令和 7 年 11 月 1 日から 令和 8 年 4 月 30 日まで